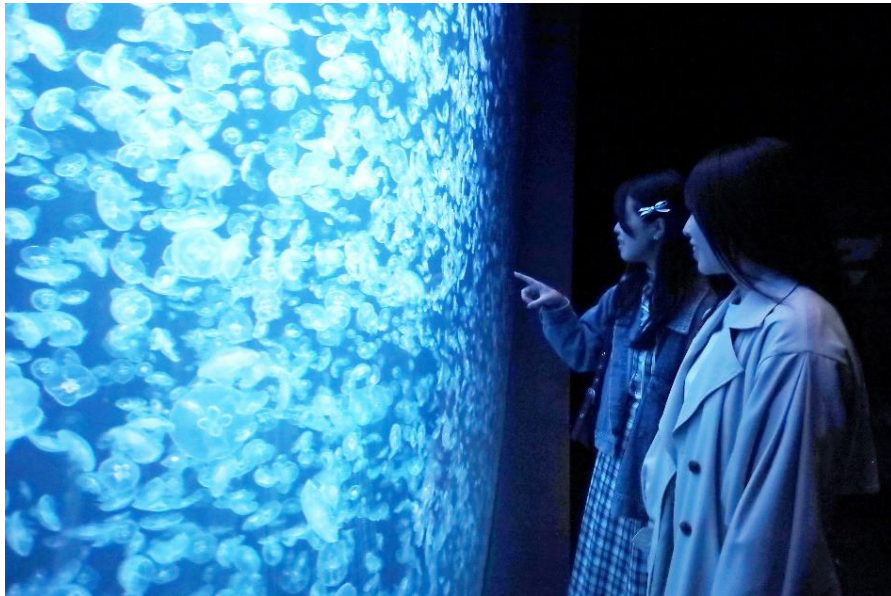




CITY OF
GASTRONOMY
TSURUOKA

鶴岡市重要事業に 関する提言・要望

中央省庁



令和8年4月にリニューアルオープンした鶴岡市立加茂水族館（東北エプソンアクアリウムかもすい）

令和8年6月

山形県鶴岡市長 佐藤 聡

山形県鶴岡市議会議長 五十嵐 一彦

本市は、東北一広い市域の中で、多様で豊かな自然を有し、ユネスコに認められた食文化と、「出羽三山」「サムライゆかりのシルク」「北前船寄港地」の3つの日本遺産があるほか、県産米「つや姫」「雪若丸」や、だだちゃ豆などの在来作物が豊かな実りをもたらす農業、また、世界最先端のバイオ研究の集積とベンチャー企業の躍進、薫り高い歴史と文化などの豊富な地域資源に恵まれております。

昨年10月に、本市は、平成の大合併から20年の節目を迎えましたが、少子高齢化の急速な進展と人口減少に直面しており、若者の地元定着や子育て世代の応援、地域医療福祉の充実、交通インフラの整備促進など、課題が山積しております。

令和6年1月1日に発生した能登半島地震では、庄内沿岸に津波警報が発表され、避難指示の発令により、避難路の整備や寒さ対策、トイレ等の避難所環境の改善、孤立可能性がある集落の対応等の課題が明らかになりました。自然災害が多発している昨今の状況に対し、住民の生命・財産を守るため、防災・災害対策に一層の努力をしているところであります。

こうした中、日本海国土軸の形成に欠くことのできない日本海沿岸東北自動車道は、早期の全線開通に向けて山形・新潟県境区間の工事が着実に進められているところであります。さらに、地域戦略の基盤である慶應義塾大学先端生命科学研究所を核とした地域イノベーションの推進に対する支援をはじめ、農林水産業の生産基盤の整備などにつきまして、国ご当局の皆様には、格別のご尽力を賜っておりますことに衷心より感謝申し上げる次第であります。

また、本市は、令和2年7月に内閣府より「SDGs 未来都市」に選定されております。今後も、本市の豊かな地域資源を生かしながら、未来都市にふさわしい持続可能なまちづくりに取り組んでまいります。

このたび要望いたします諸事業は、本市の振興・発展に向け、重要かつ不可欠なものであり、早期の実現を熱望しているものであります。

つきましては、住民に最も身近な基礎自治体として、安全安心で真に誇れるまちづくりを市民とともに進めてまいりますので、国ご当局の皆様より、要望の実現に向けて、力強いご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

鶴岡市重要事業に関する提言・要望 目次

1	若者・子育て世代のライフステージに合わせた支援策の充実について	1
2	先端生命科学をはじめとした地域産業の強化に対する支援策の充実について	4
3	防災対策の充実について	7
4	高速交通基盤等の整備充実について	9
5	農業振興施策の推進について	16
6	庄内海岸砂防林等の保全に対する支援の拡充について	21
7	クマ対策の強化と支援について	22

内閣府
こども家庭庁
文部科学省
厚生労働省

若者・子育て世代のライフステージに合わせた支援策の充実について

子育て世代に対する支援の拡充について

<要望事項>

- ① 幼児教育・保育の無償化については、市町村に負担を求めることなく、国の責任において実施するとともに、保護者負担とされた副食費についても無償化の対象とすること
- ② 早期に中学校の給食費無償化を行うとともに、小学校の給食費に対する国及び都道府県による支援については、基準額を超える部分についても負担すること
- ③ こどもの医療費の無償化を行うこと
- ④ ひとり親家庭等への医療費助成制度の実施に伴う、国民健康保険の療養給付費等負担金及び普通調整交付金の減額調整措置を全て廃止すること

〔現状〕

これまで本市では、厳しい財政状況の下、子育て世代の切実な要望を踏まえ、地域の実情に即した保育サービス等の提供や、高校生以下の子が3人以上いる世帯における第3子以降保育料無償化及び幼児教育・保育の無償化に伴う第3子以降副食費無償化の実施、県事業への上乗せによる0歳児から2歳児までの保育料無償化、18歳までの医療費自己負担額の完全無償化の実施、学校給食費無償化など、子育て世代の負担軽減に取り組んでいるところであります。

〔課題〕

国の幼児教育・保育の無償化は、3歳以上については全児童が対象とされたものの、3歳未満については所得制限が設けられて実施されており、給食費は無償化の対象外とされました。少子化対策の側面からすると、子育て世代の経済的負担軽減への対応としては、十分ではないと考えられ、国により全ての児童が無償化されるよう求めます。

令和8年度から小学校の給食費に対して基準額を設けて支援が開始されておりますが、地域ごとの給食提供体制や食材調達コストが異なるため、自治体の持ち出しが生じないようにする制度設計が必要であります。また、小学校に比べて保護者負担の大きい中学校の給食費無償化へ国の支援も必要であります。

さらに、こどもの医療費助成については、現状は地方単独事業として実施しておりますが、子育て支援・医療サービスが公平に受けられるよう、全国一律の保障制度の創設が必要であります。

一方、子どもへの医療費助成に係る国民健康保険の療養給付費等負担金等の減額措置については廃止されたものの、その他の医療費助成（ひとり親家庭等）についても、同様の取扱いが必要であります。

つきましては、安心して子どもを産み、健やかに育てられる社会を実現するため、標記の事項について特段のご配慮をお願いいたします。

保育所、認定こども園等の安定的な運営及び保育人材の確保・定着について

<要望事項>

- ① 保育士の処遇改善については、市町村に負担を求めることなく、国の責任において実施するとともに、保育所、認定こども園等における、途中入所児童のための年度当初からの保育士配置に対する支援等公定価格の見直しを図ること
- ② 軽度の障害や発達障害の疑いがある児童の増加に対応するため、障害児保育の職員配置基準を見直すとともに、これに係る経費を地方交付税の算定対象から、保育対策総合支援事業補助金等の対象に加えること
- ③ 放課後児童クラブ施設整備の補助基準額の拡充を図ること

〔現状〕

人口減少が進む中、未就学児の教育・保育を担う人材の確保・定着、保育所等の安定的な運営が重要となっておりますが、慢性的な保育士等不足の状況が続いております。

また、保育の現場では、軽度の障害や発達障害の疑いがある児童が増加しているため保育士の負担が増えております。

放課後児童クラブにつきましては、少子化により小学校就学児童数は減少しておりますが、核家族化の進行や共働き家庭の増加により、利用児童数は年々増加しております。児童が安全に、安心して過ごせる居場所として環境整備の充実を図る必要がありますが、既存施設の老朽化や耐震性の課題に加え、児童が活動するに際して十分な面積を確保することが困難な状況にあります。

〔課題〕

保育士等確保策としては、処遇改善が有効な手立てではありますが、依然として保育士等の賃金は全産業平均と比較して低く、更なる賃金改善を進める必要があります。一方で、処遇改善事業は、市町村の負担を伴う制度設計になっており、自治体の財政負担が増加しております。

加えて、育児休業取得の推進等により年度途中の入所児童が増える中、確実に人材を確保するため、年度当初から保育士を加配していることが多く、「子どものための教育・保育給付」の対象とならない入所までの期間の人件費等が、施設経営をひっ迫させる要因となっております。安定的な施設運営及び人材の確保・定着のため、公定価格の見直しが必要であると考えております。

さらに、保育の現場においては、軽度の障害や発達障害が疑われる児童が増加しています。保育士の負担を軽減するとともに、きめ細かな保育や安全管理を徹底するため、保育士を加配しなければならない状況が続いており、配置基準の見直しが必要であります。

障害のある児童は公立保育園だけでなく民間立保育園や認定こども園にも入園していることから、障害児保育に係る経費は、地方交付税の算定対象とするのではなく、保育対策総合支援事業費補助金等の対象に加えて、交付基準を明確にした上で保育所等運営者へ支援する制度が必要であります。

また、放課後児童クラブの環境整備についても、創設及び改築に対する補助基準額の増額等拡充が図られておりますが、安全で安心して過ごせる居場所づくりのため、施設整備や増築等に対する財政支援の一層の拡充が必要であります。

つきましては、標記の事項について特段のご配慮をお願いいたします。

内閣官房

内閣府

文部科学省

厚生労働省

農林水産省

経済産業省

先端生命科学をはじめとした地域産業の強化に対する支援策の充実について

先端生命科学を駆動力とした地域イノベーションの推進について

<要望事項>

- ① 慶應義塾大学先端生命科学研究所（以下、慶大先端研）や山形大学農学部（以下、山大農学部）等、市内に立地する高等教育機関や研究機関（以下、市内高等教育機関等）発ベンチャー企業の創出・産業化と関連産業の成長・集積を加速させるため、内閣府認定の「鶴岡バイオコミュニティ」の成長に資する取組に対し、財政支援を行うこと
- ② 市内高等教育機関等や地元企業などが、産学官連携により実施する地域産業の創出・強化や若者の雇用創出、人材育成に資する取組に対し、財政支援を行うこと
- ③ 政府関係機関移転基本方針に基づき設置した国立がん研究センター・鶴岡連携研究拠点において、同センターと連携して実施する地方創生の取組に対し、財政措置支援を行うこと

[現状]

慶大先端研を中核施設とする鶴岡サイエンスパークは、年間約 41 億円の地域経済波及効果を生み出す知的産業エリアとなっており、慶大先端研発バイオベンチャー企業 8 社や公設研究機関、高等教育機関の立地が進んでおります。更に、このエリアで活発に展開されている研究開発や事業活動の将来性が評価され、国のバイオ戦略に基づく地域バイオコミュニティに認定されているほか、慶大先端研、山大農学部、地元企業などとともに食産業の振興と人材育成に取り組む「鶴岡ガストロノミックイノベーション計画」が内閣府の地方大学・地域産業創生交付金事業の採択を受けております。

また、政府の地方創生施策に基づき、地方へのしごと・ひとの好循環を創出する観点から示された政府関係機関移転基本方針において、国立研究開発法人国立がん研究センター（以下、国立がん研究センター）のメタボローム分野の連携研究拠点が本市に設置され、平成 28 年度から慶大先端研との共同研究によるがん研究を実施しております。

加えて、令和 3 年度からは、国立がん研究センター東病院と鶴岡市立荘内病院との医療連携支援として、がん相談外来や遠隔診療などのがん地域医療次世代モデル構築に取り組んでおります。さらに、令和 8 年度からは、研究成果の社会実装や新たなスタートアップ創出など、より産業振興や地域産業への波及に重点を置いた事業に取り組んでおります。これらの取組に対し、市は、国の地域未来交付金を活用しながら県と協調した支援を行っております。

〔課題〕

これからの時代に求められる知識集約型産業の集積や地域の豊かな農業資源を生かした食産業群の形成など、地域の産業経済の基盤づくりを中長期的視点から着実に推進していくことが、地域における成長戦略の課題となっております。

また、鶴岡サイエンスパークでは、慶大先端研をはじめとする市内高等教育機関等の高度な研究教育活動による更なる新産業創出や高度専門人材の育成が必要であり、これらの取組への支援が課題となっております。

加えて、バイオを核とした高度な産業集積により地方創生を実現していくため、医療・福祉・健康分野での事業化・産業創出に向けて、国立がん研究センター・鶴岡連携研究拠点での研究活動を県と市でも支援しておりますが、この取組を推進し、地方創生を実現するためには、国からの安定的な支援が必要であります。

つきましては、標記の事項について特段のご配慮をお願いいたします。

企業立地及び設備投資関連施策の充実について

<要望事項>

- ① 人口減少が進む地方の労働人口の確保や、大規模災害・感染症等が発生した際の大都市圏への機能集中によるリスクを緩和するため、県内へ企業の立地を誘導する施策を一層強化すること
- ② 産業団地開発と合わせて取り組む自家用工業用水の公営企業会計化においては、耐震化や老朽化対策等に対する一層の支援を行うこと

[現状]

本市では「第三期山形県ものづくり分野基本計画」（令和8年4月国同意）に基づき、地域産業の活性化に取り組んでおりますが、本県に限らず地方都市では、大学進学や就職等による高卒者の大都市への流出が続き人口減少が加速しており、産業界への影響が懸念されます。

また、当地域の有効求人倍率は県内でも高く推移しており、人材の確保が容易でない状況の中、製造業においては不足する従業員の採用活動の工夫を進めながら、設備投資により生産性や作業効率の向上に取り組んでおります。

[課題]

国では企業の地方移転の促進を図っているところですが、企業においては、従業員の家族や住宅等の事情により転居が難しいことや、現地での雇用確保が年々困難になっていることから、移転実績が上がっておりません。

また、近年は、電子デバイス産業の積極的な設備投資の動きがあるほか、昭和40年代後半に県が整備した鶴岡中央工業団地をはじめ、市内工業団地企業の改築需要や労働力不足を自動化で補うための大型設備の導入需要もあり、既存企業において敷地が不足している現状があります。

これらへの対応として、市では、産業用地を確保するため、令和9年度中の分譲開始を目指し、鶴岡西工業団地隣接地約15haに新たな産業団地の開発に着手しており、これに伴い、令和10年度に現在の「自家用工業用水道」を、地方公営企業法の適用を受ける「工業用水道事業」に移行することとしておりますが、安定供給による操業環境の充実が求められております。

つきましては、時代の変化と企業ニーズに的確に対応することで、企業の投資を促し、山形県への人材の流入や拠点の拡充等、地域経済に高い波及効果をもたらす施策を実施していくため、標記の事項について特段のご配慮をお願いいたします。

府省庁
閣務防
内閣
総務
消防
国土交通省

防災対策の充実について

<要望事項>

- ① 避難所の防災備蓄品購入に対する財政支援の継続と交付対象を拡充するとともに、要配慮者等の多様なニーズに対応した避難所運営の体制整備に向けた支援を講じること
- ② 国の管理河川における流下能力向上対策の早期実施と監視体制の強化を図ること
- ③ 急傾斜地崩壊対策事業など土砂災害を防ぐためのハード事業の取組を強化すること
- ④ 防災行政無線の保守・維持管理等に対する財政支援を行うこと
- ⑤ 水難救助員の体制維持に対する財政支援を行うこと
- ⑥ 被災者生活再建支援制度の適用要件を緩和すること

〔現状〕

社会資本の整備充実は、住民生活や地域づくりの重要な基盤となっていますが、本市においては、自然災害から安全で安心な暮らしを守るための河川の維持管理や土砂災害の予防措置など、社会インフラ対策がまだまだ十分とは言えない状況であります。

本県においては、令和7年1月に、新たな「土砂災害が発生するおそれのある箇所」として、7,161箇所を公表しておりますが、うち744箇所を本市が有していることから、土砂災害警戒区域のさらなる増加が見込まれております。

令和6年7月の大雨では京田川の越水により家屋の浸水被害が発生し、緊急安全確保を発令する事態になるなど、風水害への備えの強化も急務となっております。

令和6年能登半島地震においては、庄内地域に31年振りの津波警報が発表され、冬季の長時間に及ぶ避難指示の発令となったことにより、避難路の整備、避難所の寒さ対策、トイレ・備蓄等の環境改善、孤立可能性のある集落の機能強化などの課題が顕在化しました。

水難救助については、水難救護法に基づき、地理的・即応的な要因からも沿岸市町村の責務とされておりますが、観光地や広大な沿岸部を抱える自治体ほど、莫大な費用と人員を投入する必要があります。また、事故の犠牲者は他地域からの来訪者も多く、費用と負担が沿岸自治体に偏るという構造にあります。

本市では、災害ハザードマップの作成、防災教育の推進、地域防災リーダーの育成、防災資機材の整備及び防災行政無線のデジタル化工事など防災体制の強化に取り組んでおりますが、自然災害の頻発化・激甚化を踏まえると、災害対策全般にわたり、ハード・ソフト両面からの対策の充実、関係機関との連携強化及び国による支援制度のさらなる拡充が必要であります。

〔課題〕

避難所の生活環境改善に必要な資機材の購入については、国が交付金制度を創設しましたが、防災備蓄品である食料や毛布等の消耗品は交付対象外となっており、これらに対する支援の拡充が求められております。

さらに、高齢者、外国人、障害者、乳幼児といった要配慮者や女性に配慮した防災備蓄品の配備など、避難所運営には、多様なニーズに対応するための運営体制の強化と、生理用品や紙

オムツ、液体ミルク等の備蓄も必要不可欠であり、運営体制の整備及び備蓄の強化に対する支援が必要であります。

水害対策として、河川の適切な維持管理は水害リスクの低減において不可欠であり、流下能力を確保するため、支障木の撤去やしゅんせつについても継続した対応が求められております。

また、的確な避難判断を行うため、越水が想定される箇所への危機管理型水位計の設置が必要であります。

土砂災害については、近年の集中豪雨の激甚化により予断を許さない状況が続いており、ソフト対策として警戒区域等の追加に伴うハザードマップの見直し等と住民周知、ハード対策では、「急傾斜地崩壊対策事業」等の取組の強化が求められ、予算の確保も課題であります。

住民への情報伝達手段として用いられる同報系及び移動系防災行政無線のデジタル化整備は平成30年度までに完了してはいますが、経年劣化に伴う屋外拡声子局の「バッテリー交換」や「ボルト交換」など、定期的な保守点検や維持管理に多額の費用を要するため、財政支援の拡充が必要であります。

水難救助については、水難救護法に基づき沿岸市町村の責務とされておりますが、観光地や広大な沿岸部を抱える自治体ほど、莫大な費用と人員を投入する必要があり、また、事故の犠牲者は他地域からの来訪者も多く、費用と負担が沿岸自治体に偏るという構造にあるため、国の財政支援も必要であります。

国の被災者生活再建支援制度については、令和2年度の改正により、支援対象が中規模半壊まで拡大されましたが、依然として適用要件のハードルが高いことから、令和4年度には山形県独自の被災者生活再建支援制度が創設され、国の支援制度の適用外の被災者に対して支援を行ってきました。しかし、本県の支援制度では、市町村の財政負担が2分の1であり、財政的負担が大きい状況にあるため、引き続き、国の支援制度の要件緩和や拡充等の見直しが必要であります。

つきましては、標記の事項について特段のご配慮をお願いいたします。

国土交通省

高速交通基盤等の整備充実について

高速道路及び国道の整備促進について

<要望事項>

- ① 日本海沿岸東北自動車道の整備を促進すること
 - ・新潟県境区間「朝日温海道路」の早期完成
- ② (仮称)庄内内陸月山連絡道路の早期の計画策定
- ③ 東北横断自動車道酒田線の整備を促進すること
 - ・暫定2車線区間の4車線化
 - ・長大橋梁やトンネル内の安全対策
- ④ 国道112号鶴岡東バイパスの整備を促進すること

[現状]

日本海沿岸東北自動車道は、新潟・山形・秋田の三県をつなぎ、青森県に至る日本海沿線地域の一体的な発展に欠くことのできない大動脈であり、地域経済活性化や防災・減災対策の強化、国土強靱化を図る上で重要な道路であります。

山形・秋田県境区間の「遊佐象潟道路」は、令和6年3月に「遊佐比子IC～遊佐鳥海IC」間が開通し、令和9年度までには「遊佐鳥海IC～(仮称)吹浦IC」間の開通見通しが公表されております。

また、新潟・山形県境区間の「朝日温海道路」では、令和7年11月に(仮称)小岩川第2トンネルが完成し、引き続き橋梁上下部工事への着手や(仮称)鼠ヶ関トンネル設計業務の発注手続きが進められるなど、事業が着実に進められております。

東北横断自動車道酒田線は、宮城・山形両県の太平洋側と日本海側の地域を結ぶ、東北地方の高規格道路ネットワークにおける重要路線であるものの、暫定2車線区間が全体の57% (90.1km) を占めております。

令和5年5月には、田麦俣トンネル内において、3名の方が死亡する事故が発生しました。これまで暫定2車線区間において、ワイヤロープが順次設置され、設置が困難な長大橋梁やトンネル内については、全国的に区画柵の試行設置が進められております。

また、令和3年7月に策定された「新広域道路交通計画」において(仮称)庄内内陸月山連絡道路として「構想路線」に位置付けられた「月山IC～湯殿山IC (約21km)」間は未着手区間で、当区間を結ぶ国道112号のうち約15.2kmは、東北地方で唯一大雪時の「チェーン規制区間」にも指定されるなど、激甚化・頻発化する災害への対応と人流・物流の円滑な移動の確保、冬季においては特に大型車の安全な通行に問題があります。

また、一般国道では、市街地の外環状道路である国道 112 号鶴岡東バイパスにおいて、主要渋滞箇所が存在していること、交差点等での交通事故も多く、対策整備の着実な進捗によって不安解消への期待が高まっております。

〔課題〕

新潟・秋田県境両区間は、国道 7 号で結ばれておりますが、代替路線がないため事故や災害の発生時には、大幅な迂回や長時間の足止めを余儀なくされ、高規格道路を利用しようとする企業の進出が進まない要因にもなっております。

災害などに対する脆弱性を有する両県境区間の整備は、地域住民の生命と生活を守る「命の道」として救急医療活動の向上や効率的・安定的な物流ルート確保によって沿線地域住民の安心感をもたらす、産業面では企業立地の促進や生産性向上、広域周遊観光による交流人口の拡大など、地域経済活動の活性化や住民の利便性向上に大きくつながります。

日本海沿岸東北自動車道の開通を見据え（仮称）鼠ヶ関 I C 周辺に国道一体型道の駅あつみ「うえるかぶ」が整備されることから、開通時期の公表と一日も早い全線開通が強く望まれております。

東北横断自動車道酒田線は、これまでも豪雨や大雪・雪崩、地すべり等による通行止めが度々発生しておりますが、山岳道路で近くに迂回路がないことから県内陸部や仙台圏との大動脈が寸断されるため、地域経済や住民生活に甚大な影響を及ぼしております。

また、暫定 2 車線区間におけるワイヤロープが設置されていない長大橋梁やトンネルの安全対策のため、現在国で進めている新技術の一日も早い実用化が求められております。

激甚化・頻発化する災害に備えるとともに、人流・物流の円滑な移動を確保するため、高規格道路の未整備区間の早期解消、暫定 2 車線区間の 4 車線化、代替機能を発揮する直轄国道等とのダブルネットワーク化などが切望されております。

国道 112 号鶴岡東バイパスについては、外環状道路としての機能を最大限に発揮するため、東原町地区事故対策事業完成による交通状況の検証を踏まえつつ、櫛引バイパスまでの付加車線化により、交通事故の削減と交通の円滑化を図る対策事業の促進を望むものであります。

高規格道路はつながってこそ最大の効果が発揮されるものであり、本市内外の交流・連携が一層促進され、災害に強い高速道路の整備による安全安心な市民生活の確保が図られますよう、標記の事項について特段のご配慮をお願いいたします。

鶴岡市重要事業要望 高速道路等要望箇所図



道路休憩施設の整備促進・利活用支援について

<要望事項>

① 「道の駅」の移転整備を推進すること

〔現状〕

地方では高規格道路の整備に伴い、休憩サービス機能に付加して、歴史や文化など、その地域の良さを道路利用者に知ってもらうための情報発信が必要であり、高規格道路と道の駅の連携強化が必要だと考えております。

本市では、日本海沿岸東北自動車道（朝日温海道路）の工事進捗を見据え、（仮称）鼠ヶ関IC隣接地への道の駅あつみ「うえるかぶ」の移転整備事業に、官民が連携して取り組んでおります。

また、県内の観光資源や他の道の駅を結び付け、庄内地域全体の振興を図るため、平成28年度に「庄内道の駅連携協議会」が設立され、既存道の駅の連携による各種イベントの開催などにより、地域活性化につながる様々な活動が実施されております。

〔課題〕

日本海沿岸東北自動車道の整備を見据え、地域拠点の形成・充実を図り、持続可能なまちづくりを推進するためには、道の駅の再構築、機能強化が重要となっております。

道の駅あつみ「うえるかぶ」の移転整備により、日本海東北自動車道からのアクセス・利便性も向上し、多くの道路利用者が休憩施設として活用することが予想されます。

今般の道の駅の移転整備は、道路休憩施設機能の確保により道路交通の安全に大きく寄与するものと考えられ、道路管理者との一体整備が必要であります。

つきましては、地域の魅力を発信する新たな視点でのゲートウェイや拠点として機能する施設が必要であるため、標記事項について特段のご配慮をお願いいたします。



国土強靱化の予算の確保について

<要望事項>

- ① 防災・減災、国土強靱化とインフラ老朽化対策、生産性向上等につながる事業を切れ目なく、計画的・継続的に推進していくため、第1次国土強靱化実施中期計画で示された事業について、5年間でおおむね20兆円強程度をベースとしつつ、毎年度の予算においては、今後の資材価格・人件費高騰等の影響を含め、必要かつ十分な措置を講じること

[現状]

気候変動の影響により、近年頻発化している大規模自然災害から地域への致命的な被害を回避するとともに、地域経済への影響を最小限にするためにも、国土強靱化の着実な推進が強く求められております。

[課題]

激甚化・頻発化する災害に備え、人命・財産の被害を防止、最小限にするための事業の推進、人流・物流の円滑な移動を確保するため、高規格道路の未整備区間の解消と直轄国道等とのダブルネットワークの構築及び、予防保全への転換に向けた計画的かつ継続的な事業の推進が必要となっております。

特に本市は、新潟県との県境に接していながら高規格道路がつながっておらず、山形県内陸部との連絡においても、東北横断自動車道酒田線が未整備区間の状態となっており、地域経済の活性化や、地域住民の安全安心の確保が最も重要な課題となっております。

そのため、「防災・減災対策」「老朽化対策」を含めた「国土強靱化」の推進が喫緊の課題であり、必要な予算・財源を通常予算に加えて別枠で確保することなど、引き続き、国土強靱化に必要な予算の計画的・安定的な確保について特段のご配慮をお願いいたします。

庄内空港の滑走路延長（2,500m）及び支援拡充について

<要望事項>

① 空港機能を拡充整備すること

- ・ 冬季間の安定就航及び国際チャーター便誘致のため、滑走路の2,500m化を推進すること
- ・ 国際化に対応する空港施設(空港ビル)整備に対して支援すること

〔現状〕

政府が観光立国推進基本計画に基づき、持続可能な形での観光立国を進める中、庄内地方においては、交流基盤である高速交通網の整備が喫緊の課題であり、その中でも庄内空港の機能拡充が強く求められております。

本県では、令和6年度に庄内空港国際線施設の整備等に関する「庄内空港ビル機能強化基本計画」を策定しております。加えて、庄内空港の滑走路延長を含めた空港機能強化等の方向性を取りまとめるため、検討会議を開催し、令和8年度内に「庄内空港将来ビジョン」の策定が予定されております。

また、本県と市町村、民間等が連携して、国際チャーター便の誘致活動を推進するとともに、庄内空港利用振興協議会を中心として、庄内空港の利用促進・要望活動に取り組んでおります。

〔課題〕

庄内空港の滑走路は2,000mであり、庄内地方の気象条件は非常に厳しいため、特に冬季間の安定就航が難しい状況にあります。

加えて、国際チャーター便の更なる誘致を目指すにあたり、国際化に対応する滑走路延長、空港ターミナルビル内における国内線と国際線の動線分離及びC I Q機能の整備促進が課題となっています。

こうしたことから、庄内空港全体の利用促進、利用者の利便性向上を図るため、「庄内空港ビル機能強化基本計画」並びに令和8年度策定予定の「庄内空港将来ビジョン」に基づく、速やかな国際線施設の整備及び空港機能強化の取組、事業着手が必要であります。

つきましては、庄内地域の発展を担う高速交通基盤として、庄内空港に係る期待は非常に大きく、国内外との一層の交流拡大を図るため、標記の事項について特段のご配慮をお願いいたします。

羽越新幹線の整備促進と羽越本線の高速化・輸送力増強について

<要望事項>

- ① 羽越新幹線の早期実現のため、整備計画策定に向けた法定調査を行うこと
- ② 在来線改良により羽越本線を高速化すること
- ③ 速達型「特急いなほ」の新設等により、さらに所要時間を短縮すること
- ④ 防風柵の更なる増設等による安全・安定輸送対策を強化すること
- ⑤ 未利用トンネルや未利用地の活用等により羽越本線を複線化すること

〔現状〕

羽越本線新幹線直通促進庄内地区期成同盟会として、新潟、秋田の期成同盟会と共催で平成13年から東京での羽越本線高速化促進大会、平成14年から羽越本線高速化シンポジウムを各地区で新型コロナウイルス感染症の流行時期を除き毎年開催し、フル規格の羽越新幹線の早期実現を含む羽越本線高速化に対する機運を高めるとともに、国やJRに対する陳情や要望活動を実施してきました。

平成28年11月には、これまでの推進組織を「山形県庄内地区羽越新幹線整備実現同盟会」に改組し、また、山形県鉄道利用・整備強化促進期成同盟会に加盟しました。令和4年には、山形県鉄道利用・整備強化促進期成同盟会のもとに、新たに「やまがた鉄道沿線活性化プロジェクト推進協議会」が設置され、地域の実情に合わせた沿線の活性化や利用拡大について、行政、経済界、JR東日本が連携して取組を推進するための体制が構築されました。庄内地域においてもワーキングチームによる利用拡大等への取組が進められており、観光誘客や通学、乗車体験などへの支援を実施しております。

整備計画策定に向けた法定調査の開始や新幹線の整備財源の確保等を求めるため、令和8年1月に、全国の新幹線基本計画路線の実現を目指す同盟会・期成会等が一堂に会し、第1回新幹線基本計画路線全国総決起大会を開催しております。

〔課題〕

羽越新幹線整備実現に向けた法定調査をはじめ、羽越本線の高速化に向けた整備も遅れており、また、強風や豪雪などの自然条件への対応が十分とはいえないことから、一日も早い高速化の実現と安全・安定輸送体制の強化が求められております。

つきましては、羽越新幹線整備、羽越本線の高速化と安全・安定輸送体制の強化を図るため、標記の事項について特段のご配慮をお願いいたします。

農林水産省

農業振興施策の推進について

水田農業の振興について

<要望事項>

- ① 農業構造転換集中対策の着実な推進に向けて、「新基本計画実装・農業構造転換支援事業」の予算を十分に確保すること
- ② 水田政策の見直しに際して、新たな対策の概要を早期に示すとともに、十分な予算を確保すること
- ③ 5年水張り要件への対応として「畑地化促進事業」を活用した農業者が不利益を受けることのないよう配慮すること

〔現状〕

地域農業の維持発展に不可欠である共同管理施設の多くは、設置から約40年を経過し、老朽化による改修経費の増加や利用率の低下が課題となっております。

令和7年4月に策定された「食料・農業・農村基本計画」において、水田政策を根本的に見直す方針が示されており、水田を対象とする施策を作物ごとの生産性向上等への支援に転換するなど、令和9年度から施策体系の大幅な変更が見込まれております。

〔課題〕

本市管内では、共同利用施設の再編を目的とする「農事組合法人鶴岡共乾施設利用組合」が令和6年度に設立され、「新基本計画実装・農業構造転換支援事業」の活用によるカントリーエレベーター・ライスセンター（5施設）の再編集約事業が計画されております。

また、水田政策の見直しは、本市における産地づくりの方向性や農業者の経営判断に大きな影響を及ぼすことが見込まれますが、新たな産地戦略の検討に期間を要するとともに、対象農地に畑地が追加されることに伴う支援水準の低下が懸念されます。

一方で、今般の見直しに伴って「水田活用の直接支払交付金」の“5年水張り要件”が変更となりましたが、「畑地化促進事業」の活用により、いち早く畑作物の本作化に取り組んだ農業者が不利益を受けることのないよう十分に配慮する必要があります。

つきましては、標記の事項について特段のご配慮をお願いいたします。

農業人材の育成・確保への支援について

＜要望事項＞

- ① 新規就農者育成総合対策（経営発展支援事業・経営開始資金・就農準備資金）をはじめとする農業の担い手への支援について十分な予算を確保すること。あわせて、制度の対象年齢を65歳まで引き上げること
- ② 農事組合法人の構成員として農業に従事するケースを、新規就農者育成総合対策（就農準備資金）における農業研修修了後の就農形態のひとつとして位置付けること
- ③ 鶴岡市立農業経営者育成学校「SEADS（シーズ）」の研修指導への継続した連携協力と運営に対する財政支援を充実すること

〔現状〕

本市では、高齢化などにより基幹的農業従事者が年平均163人減少（表1）している一方、新規就農者は年平均45人（表2）となっており、依然としてリタイアする農業者を補える状況にはありません。農業の維持・発展を図っていくためには、担い手の育成・確保が急務となっております。

また、農家の経営規模の維持・拡大には雇用労働力の確保が重要であります。ハローワークやJAの無料職業紹介所で求人を行うものの、慢性的に求職者が不足している状況であります。

そうした中、本市では、国・県の補助事業に加え、それらの対象とならない小規模な農業機械や施設等の導入、UIターン就農者の農地や住居の確保に対する補助事業など、独自に支援策を講じてきました。

また、鶴岡市立農業経営者育成学校「SEADS」では、令和2年度の開校以降、農業経営や農業技術の習得に向けて研修カリキュラムの充実を図りながら、地元出身者はもとより、首都圏等域外から研修生を受け入れ、本市で就農する新規参入者の育成・確保に取り組んでいるところです。SEADSは地元での認知度、期待度も高まっており、農業人材育成には欠かせない施設となってきております。現在は、修了生が地域に居住し営農を行っており、農業の担い手としてはもとより、空き家の有効活用や地域行事への参加など、地域活性化に様々な効果が出てきております。

表1

■鶴岡市における基幹的農業従事者の推移

センサス年	H17	H22	H27	R 2
基幹的農業従事者数	6,496	6,155	5,453	4,640
増減(5年間)	—	△341	△702	△813
増減(年平均)	—	△68	△140	△163

[出典：2020年農林業センサス（農林水産省）]

表 2

■鶴岡市における新規就農者の推移

年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 3～R 7	
						合計	平均
新規就農者	53	54	52	34	36	229	45

[出典：2025 年 山形県農林水産部 山形県新規就農者動向調査]

〔課題〕

農業研修生や新規就農者などの営農定着を後押しするためには、農業研修期間中の生活資金や就農初期の費用負担軽減を支援する新規就農者育成総合対策の安定かつ継続した実施が不可欠であります。

令和 8 年以降も新規就農者育成総合対策等の活用が多く見込まれることから、引き続き、農業の担い手への支援について当初予算での十分な予算確保を必要としております。

さらに、現状では 50 歳以上の新規就農希望者を対象とする支援が乏しい状況があり、新規参入をためらう大きな要因となっていることから、支援対象年齢の拡大が必要であります。

関連して、近年においては、研修生に対し地域の農事組合法人から「構成員として加入してほしい」と要望される事例が出てきておりますが、現状の制度では農事組合法人の構成員は、独立自営就農と雇用就農のいずれにも該当しないと判断されるため、新規就農者本人の意欲に反して、構成員としての就農を断念せざるを得ない状況となっております。この状況は、地域農業の法人化が進んでいる現状に即していないと考えられることから、農事組合法人の構成員として農業に従事するケースを新規就農者育成総合対策（就農準備資金）における、農業研修修了後の就農形態の一つとして位置付け、多様な就農形態について包括的に支援していく必要があります。

加えて、SEADS の管理運営について、運営改善や経費削減、自主財源の確保に努めている一方、実践的な研修活動に用いる農業機械・設備の更新経費や、専門性の高い講師の招聘、入校希望者の掘り起こしや PR 活動などに要する経費の負担は大きく、国の財政支援の更なる充実が望まれます。

つきましては、標記の事項について特段のご配慮をお願いいたします。



鶴岡市立農業経営者育成学校「SEADS」

環境保全型農業の推進について

<要望事項>

- ① みどりの食料システム戦略推進交付金について予算を確保すること
- ② 環境保全型農業直接支払交付金における「堆肥の施用」に係る交付金単価の引き上げ及び要件の見直しを行うこと

〔現状〕

令和2年4月に公表された「有機農業の推進に関する基本的な方針」では、有機農業が生物多様性保全や地球温暖化防止等に高い効果を示すことが明らかになっており、その取組拡大は農業施策全体及び農村における国連の持続可能な開発目標（SDGs）の達成にも貢献するものとしております。

令和3年5月に、農林水産省では、持続可能な食料システムの構築に向け、「みどりの食料システム戦略」を策定し、化学農薬・化学肥料の使用量低減や有機農業の取組面積拡大等を目指すこととしております。

環境保全型農業直接支払交付金における全国共通取組の「堆肥の施用」については、国の交付金単価に対し、地域の堆肥単価が大きく上回る状況にあります。

令和7年度から要件に追加されたメタン排出削減対策による農業者の負担増加や、生産活動への影響のために取組面積が減少しております。

〔課題〕

みどりの食料システム戦略を推進し、環境負荷を低減した持続可能な循環型農業を促進する施策を着実に実施するため、引き続き、みどりの食料システム戦略推進交付金に係る予算の確保を必要としております。

意欲ある農業者が環境保全型農業に取り組めるよう、交付金単価の引上げや要件の見直しを行う必要があります。

つきましては、標記の事項について特段のご配慮をお願いいたします。

鳥獣被害防止対策の推進について

<要望事項>

- ① 鳥獣被害防止総合対策交付金を拡充すること
- ② 緊急捕獲活動支援事業のイノシシの捕獲活動経費を増額すること
- ③ イノシシによる畦畔の掘り起こし修繕に対する支援を図ること

〔現状〕

イノシシやサル、クマ等の野生鳥獣による農作物被害は、農業所得の減少はもとより、生産意欲の減退による耕作放棄地化や農村集落の衰退を助長することが懸念されております。近年は、イノシシの生息数の増加による農作物被害の拡大が認められ、豚へのCSF（豚熱）の感染拡大も危惧されている状況にあります。

このため、本市では独自に捕獲活動経費への加算を行い、捕獲意欲の向上と捕獲頭数の増加に取り組むほか、国や県の事業の活用や鶴岡市立農業経営者育成学校「SEADS」での鳥獣被害対策の公開講座の開設など、被害防除・環境整備・捕獲の対策に総合的に取り組んでおります。

■鶴岡市における鳥獣による農作物被害の状況

単位：面積[ha]、被害額[千円]

鳥獣名	R 2		R 3		R 4		R 5		R 6	
	面積	被害額	面積	被害額	面積	被害額	面積	被害額	面積	被害額
イノシシ	17.9	10,606	4.0	2,725	3.6	3,912	16.4	8,210	22.9	19,248
ニホンザル	9.7	12,804	4.4	6,703	4.0	5,923	8.6	5,548	8.0	7,474
ツキノワグマ	2.1	1,704	0.6	543	0.5	577	4.7	4,421	1.2	1,008
その他	5.9	6,276	4.9	7,394	5.2	4,769	10.6	4,179	2.3	5,664
全鳥獣計	35.6	31,390	13.9	17,365	13.3	15,181	40.3	22,358	34.4	33,394

〔課題〕

鳥獣被害防止総合対策交付金については、要望額に対する交付率が約60%となっており、事業計画を縮小し実施している状況にあります。

特に、本市で平成28年度から農作物被害が報告されるようになったイノシシは、令和5年度には最も農作物被害をもたらす獣種となり、今後も生息域や生息個体数の拡大・増加が懸念されます。繁殖力が旺盛なイノシシの増加を抑制するため、捕獲圧を高めていく必要があることから、緊急捕獲活動経費の増額が求められております。

積雪時に法面を掘り起こすというイノシシの生態から、冬季間は畦畔の掘り起こしの被害が顕著となりますが、冬季間は電気柵が設置できず、被害の未然防止が難しい状況にあります。農業用施設の正常な機能が失われ、そのうえ補修に係る費用は農業者本人が負担していることから、耕作意欲の減衰につながるものが危惧されるため、畦畔など農業用施設の掘り起こしに対する補修への支援が望まれております。

つきましては、標記の事項について特段のご配慮をお願いいたします。

林 野 庁

庄内海岸砂防林等の保全に対する支援の拡充について

<要望事項>

- ① 松くい虫被害による枯損木の倒木や枝落ち等による人身事故や農業用施設の破損、幹線道の封鎖等の二次被害が懸念されており、枯損木等を処理するための新たな支援制度の創設又は既存制度の運用見直しを行うこと
- ② 海岸防風林の再生に必要となる抵抗性マツ及び広葉樹の苗木を確保するため、計画的な生産・供給体制を確立するとともに、県外を含めた広域的な需給調整を行うなど森林再生に向けた事業を支援すること

〔現状〕

本市では、庄内海岸林の松くい虫対策として、これまで森林病虫害等防除法に基づく被害木の伐倒駆除等を実施しており、本市が管理する普通林における被害については、令和4年度までは、年間約1,000本規模で推移しておりました。しかし、近年の猛暑や少雨等の影響により、5年度以降、急激に拡大し、7年度の被害は、約12,300本、材積7,100m³と、過去に例がない被害量となっております。

また、被害木の急増によって伐倒できなかった被害木が枯損木となり、倒木や枝折れによる人身被害や道路閉塞、農業用施設や電線の損傷といった被害が実際に発生しており、森林保全の問題にとどまらず、地域住民の生活や農業生産への影響が懸念されております。

このような状況の中、本県の主導により令和8年3月に「山形県庄内海岸林再生プロジェクト会議」を設立し、行政、地元関係団体、研究機関等が連携した取組みの強化を図っております。

〔課題〕

本市では、これまで国庫補助制度である保全松林緊急保護整備事業（衛生伐事業）や森林病虫害等防除事業（緊急対策）を活用し伐倒駆除を中心とした対策を実施してきましたが、どちらも初期段階の被害拡大防止を目的とした事業であり、既に被害が広がってしまった現状では活用できない状況となっております。被害木の伐倒駆除、薬剤散布、植林等の対策に要する経費は、ここ数年で約10倍となっており、国の支援が活用できない中で、本市が単独で確保できる財源には限界があり、継続的かつ十分な対策を講じることが難しくなっている事が大きな課題となっております。

また、被害が一定規模を超えた現状において、今後は枯損木等による危険木の優先的な処理を行いながら、国庫補助制度である被害森林整備事業を活用し、抵抗性マツの植林や広葉樹への樹種転換を進めるなど、森林の再生を重視した対策へ転換する必要があります。

しかし、こうした森林の再生を長期的に取り組むには、安定した財政措置、専門的知見に基づく技術支援、抵抗性マツ及び混交林化に必要な広葉樹の苗木の安定供給を前提とするものであり、本市のみで対応するのは困難な状況であります。

つきましては、標記の事項について特段のご配慮をお願いいたします。

環 境 省

クマ対策の強化と支援について

<要望事項>

- ① クマの侵入経路となる河川や道路の環境整備を推進すること
- ② 国等がハンターを養成し、自治体へガバメントハンターとして派遣する仕組みを構築するなど、人材確保を支援すること
- ③ 警察によるクマの駆除など、新たな体制づくりを検討すること
- ④ 統一した調査手法により、的確な個体数管理を継続的に実施すること

〔現状〕

令和7年度は全国的にクマの出没が多発し、人身被害も発生しております。本市においても出没件数が令和7年12月末時点で500件を超えており、住宅地など人の生活圏へのクマの侵入など、異常な事態となっております。

また、令和7年9月から運用が始まった緊急銃猟制度は、安全を確保したうえで人の日常生活圏での銃猟を可能とするもので、クマなどの野生鳥獣による人身被害を防ぐための有効な手段であり、本市では令和7年度に3件実施しております。

クマの個体数調査は、被害防止対策を効果的に進める上の基礎的な資料であり、個体数等を把握することで、効果的な対策や、過度な捕獲を避けるなど、安全確保と自然環境の保全を両立するためにも継続的な調査が必要となります。

〔課題〕

クマが住宅地に出没する場合、その多くが河川や水路などを移動して侵入してくることから、河川や道路法面の環境整備を徹底することが重要であり、今後も実施面積を拡大するとともに継続して進める必要があります。

猟友会員の高齢化や人手不足が進む中、自治体が委嘱・雇用し野生鳥獣の捕獲や追い払いを専門的に担うガバメントハンターについて、国や県による育成制度の創設や、自衛隊OBや警察OBを対象とした人材育成を速やかに進める必要があります。

緊急銃猟制度は、猟友会からの協力が必要不可欠であり、クマが頻繁に出没する場合、猟友会にとって過度な負担となっております。国家公安委員会規則の改正により警察官のライフル銃使用が可能となったことから、警察によるクマの駆除など、住宅地でクマを捕獲する際の新たな体制づくりを検討する必要があります。

個体数調査はクマによる被害防止対策や捕獲計画を適切に進めるための基礎となる重要な取組みであることから、国が積極的に調査に関与し、全国統一で精度の高い調査手法を確立するとともに、個体数調査を継続しデータを蓄積する必要があります。

つきましては、標記の事項について特段のご配慮をお願いいたします。

山形県鶴岡市議会要望者名簿

鶴岡市議会

議	長	五十嵐	一	彦											
副	議	長	石	井	清	則									
総	務	常	任	委	員	長	佐	藤	久	樹					
産	業	建	設	常	任	委	員	長	本	間	新兵衛				
高	速	交	通	等	対	策	特	別	委	員	長	佐	藤	昌	哉
議	会	事	務	局	長	佐	藤	繁	義						
議	会	事	務	局	調	査	主	査	原	田	孝	昭			

鶴岡市当局

市	長	佐	藤	聡								
企	画	部	長	上	野	修						
建	設	部	長	坂	井	正	則					
建	設	部	都	市	計	画	課	長	富	樫	武	也
東	京	事	務	所	長	安	達	文	和			
総	務	課	秘	書	主	幹	渡	部	貴	博		